

平成19年度家庭用品検査結果

家庭用品担当では日常の生活用品である下着、靴下、帽子、床敷物、カーテンなどの繊維製品及び家庭用の接着剤、塗料、エアゾル製品、洗浄剤などの家庭用化学製品について、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

平成19年度に規格基準に関する検査で取り扱った検体数は102件、延検査項目数は379件でした。このうち規格基準を超えた検体は3件(検出値:356µg/g、338µg/g、427µg/g)で、すべて乳幼児用Tシャツ(中衣)のホルムアルデヒドでした。ホルムアルデヒドは、プリントに使用されるインクやアップリケの接着剤に溶け込んでいたり、形状安定効果を与えるために使用されたりすることがありますが、皮膚刺激性が強く、高濃度に接触した場合、接触部分に湿疹等の炎症を引き起こします。特に、乳幼児は皮膚が敏感なため、規格基準も「検出しないこと」と厳しくなっています。最近では、他都市で乳幼児がTシャツの形に湿疹が出たことから母親が保健所に相談し、同種Tシャツのホルムアルデヒド基準違反が判明した事例が大きく報道されました。ホルムアルデヒドについては、横浜市でも毎年のように基準違反が出ており、今後も注意が必要です。

以下に平成19年度に行った家庭用品の検査検体内訳及び検査結果を表1に、また、家庭用品の検査項目と規格基準等を表2に示しました。

表1 平成19年度家庭用品検査検体内訳及び検査結果

		検体数	違反検体数	検査項目数	ホルムアルデヒド 2歳以内	ホルムアルデヒド 2歳以内を除く	塩化水素	有機水銀化合物	ディルドリン	TDBPP *1	トリフェニル錫化合物	水酸化ナトリウム水酸化カリウム	BDBPP *2	DTTB *3	メタノール	テトラクロロチレン	トリクロロチレン	容器試験	ジベンゾアハアントラセン	ベンゾアハアントラセン	ベンゾピレン	
繊維製品	おしめカバー	3		18	3		3	3	3	3	3	3	3									
	よだれ掛け	15		60	15		15			15	15											
	下着	12		72	8	4	12	12	12	12	12	12	12									
	中衣	28	3	72	22				25					25								
	外衣	7		21	7				7					7								
	手袋	3		18	2	1	3	3	3	3	3	3	3	3								
	くつ下	5		30	4	1	5	5	5	5	5	5	5	5								
	たび	1		1	1																	
	帽子	3		8	2				3						3							
	衛生パンツ	1		3				1			1	1										
	寝衣	2		10	1	1			2	2				2	2							
	寝具	2		9	1				2	2				2	2							
	床敷物	1		4					1	1				1	1							
	カーテン	1		2						1				1								
	家庭用毛糸	1		2					1						1							

	ベンゾピレン	ベンゾaアントラセン	ジベンゾahアントラセン	容器試験	トリクロチレン	テトラクロチレン	メタノール	DTTB *3	BDBPP *2	トリブチル錫化合物	水酸化ナトリウム水酸化カリウム	トリフェニル錫化合物	TDBPP *1	デイルドリン	有機水銀化合物	塩化水素	ホルムアルデヒド 2歳以内を除く	ホルムアルデヒド 2歳以内	検査項目数	違反検体数	検体数
家庭用化学製品																					
かつら等接着剤																		1	1	1	
家庭用塗料										3	3	3			3				9	3	
家庭用ワックス										2	2	2			2				6	2	
靴墨・靴クリーム										2	2	2			2				6	2	
家庭用エアゾル製品					4	4	4												12	4	
住宅用洗剤															2				4	2	
家庭用洗剤										2	2	2							8	2	
家庭用木材防腐剤及び防虫剤																			3	1	
合計					4	6	6	4	6	6	4	6	6	4	6	4	6	4	379	3	102

表2 平成19年度家庭用品検査項目及び規格基準

検査項目	用途	検査対象	規格基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤、 防菌防カビ剤	2歳以内の乳幼児用繊維製品 乳幼児用以外の繊維製品、 かつら等接着剤	検出しないこと 75µg/g以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、 靴クリーム、ワックス、繊維製品	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、 靴クリーム、ワックス、繊維製品	検出しないこと
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、靴墨、 靴クリーム、ワックス、繊維製品	検出しないこと
デイルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30µg/g以下
TDBPP *1	防炎加工剤	繊維製品	検出しないこと
BDBPP *2	防炎加工剤	繊維製品	検出しないこと
DTTB *3	防虫加工剤	繊維製品	30µg/g以下

検査項目	用途	検査対象	規格基準
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下
テトラクロロエチレン	溶剤、 汚れ落とし、 シミ取り	家庭用エアゾル製品	0.1%以下
トリクロロエチレン	溶剤、 汚れ落とし、 シミ取り	家庭用エアゾル製品	0.1%以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗剤	10%以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	5%以下
容器試験	洗浄剤	住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)による容器強度を有すること
ジベンゾ[a,h]アントラ セン	木材防腐剤 木材防虫剤	クレオソート油	10µg/g以下
ベンゾ[a]アントラセン	木材防腐剤 木材防虫剤	クレオソート油	10µg/g以下
ベンゾ[a]ピレン	木材防腐剤 木材防虫剤	クレオソート油	10µg/g以下

*1 TDBPP: トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

*2 BDBPP: ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

*3 DTTB: 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

【 家庭用品担当 】